

## ○千葉市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（病院運営委員会）

第13条 千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院（以下「市立病院」という。）の円滑な運営を図るため、千葉市病院運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市立病院に関する次に掲げる事項を審議する。

（1）病院の運営及び改革に関する事項

（2）地域医療連携に関する事項

（3）その他重要事項に関すること。

3 委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

（1）保健医療関係事業に従事する者

（2）学識経験者

（3）病院経営に関する知識経験を有する者

（4）公募による市民

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 条例改正内容

委員の要件に、「（4）公募による市民」を追加

※平成24年9月25日施行